

議員提出議案第 3 号

ドナーミルクの法的位置付けの明確化に関する意見書
上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

墨田区議会議長

坂 井 ユカコ 様

提出者	墨田区議会議員	福 田 はるみ
	同	稲 葉 かずひろ
	同	小 林 しょう
	同	たかはしのりこ
	同	と も 宣 子
	同	村 本 ひろや

ドナーミルクの法的位置付けの明確化に関する意見書

我が国では、出生時の体重が2,500グラム未満の低出生体重児が、約10人に1人の割合で生まれています。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1,500グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされています。

しかし、早産や帝王切開など母体の健康状態等により、母親から十分な母乳が得られない場合があります。寄付された母乳である「ドナーミルク」を提供する「母乳バンク」の取組は極めて重要です。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が国内3か所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、法的な仕組みとしては位置付けられていません。

よって墨田区議会は政府に対し、国においては、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置付けを一日も早く明確化することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出します。

令和8年6月 日

墨田区議会議長名

内閣総理大臣	} あて
厚生労働大臣	
内閣府特命担当大臣（こども政策）	